

あんしんみたか支援事業

誰もが安心していきいきと暮らせるまちづくり



社会福祉法人三鷹市社会福祉協議会
権利擁護センターみたか

三鷹市新川6-37-1元気創造プラザ3階

■電話 0422-46-1203

■FAX 0422-71-2053

■メール kenri-mitaka@mitakashakyo.or.jp

1. あんしんみたか支援事業とは・・・

- ・一人暮らしで身寄りのない高齢者が病気で入院する時や福祉施設に入所する時に、必要な契約手続きや費用の支払いなどをみたか社協が保証人に準じて行います。
- ・お亡くなりになった時には、みたか社協で葬儀・埋葬等の手続きを行います。

2. 対象になる方（利用するためには、みたか社協との契約が必要です）

次の(1)～(5)のすべてを満たす方

- (1) 三鷹市に住所を有し、かつ居住している方
- (2) 契約時の年齢が満65歳以上の方
- (3) 支援可能な親族がいない方
- (4) 事業の契約内容を理解できる判断能力を有している方
- (5) 契約時に預託金110万円を納付できる方

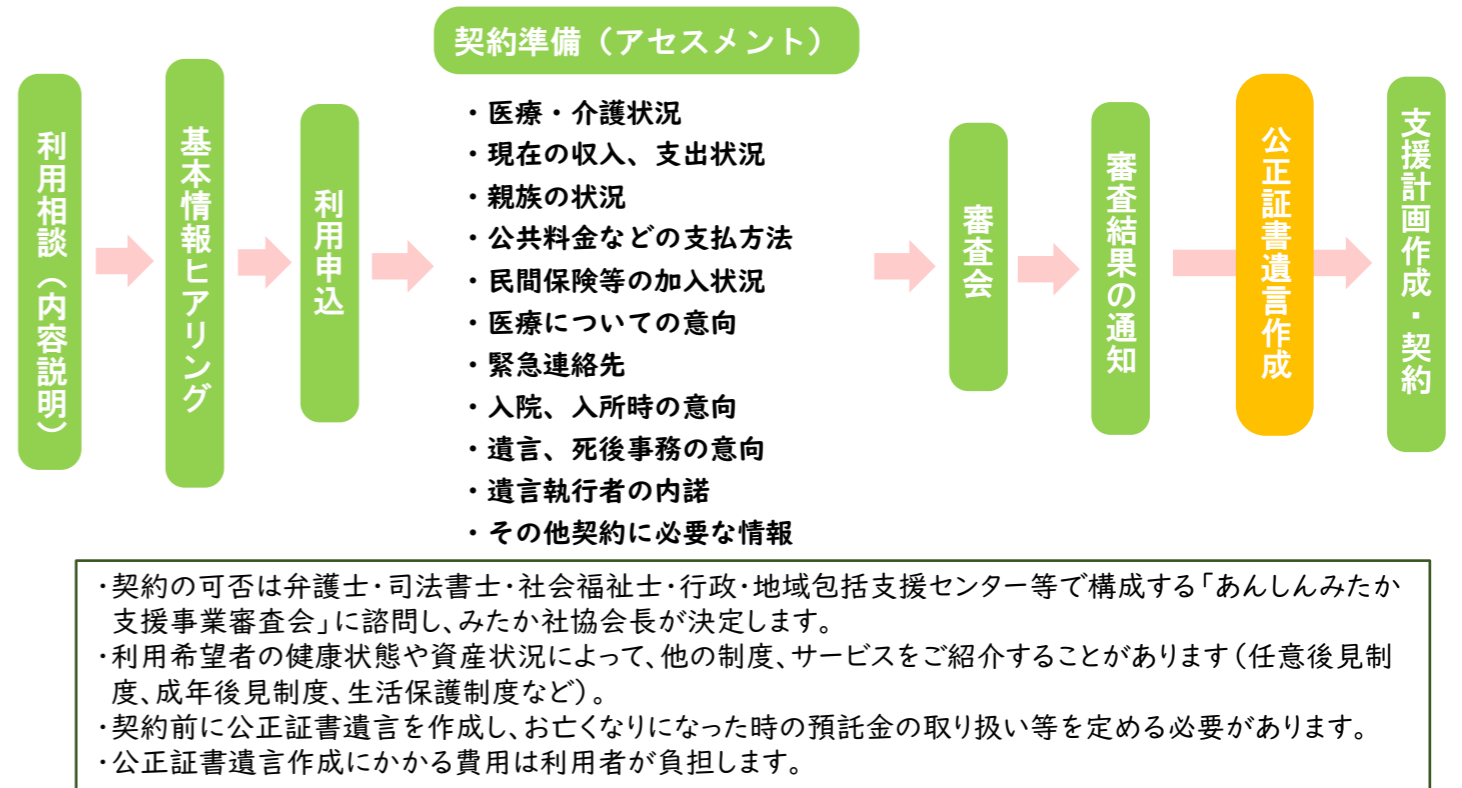
3. サービス内容・利用料

サービス内容		利用料
基本サービス	(1) 見守り 電話または訪問による定期安否確認 (1回/月程度)	1,000円/月
	(2) 日常生活支援 ①福祉サービス利用支援 ②日常的金銭管理支援 ③入院時支援 ④契約手続きの支援 ⑤専門職仲介の支援	利用者の自宅または入院・入所先に到着してから支援が終了するまで 1,500円/時間(※)
	(3) 保証機能 ①入院時の保証に関する手続き支援 ②施設入所時の保証に関する手続き支援 ③入院時書類等預かり ④その他必要と認められる手続き支援 ⑤葬儀・埋葬等手続き支援	※通帳をみたか社協が保管する場合は 3,000円/時間 ※サービス提供時間が1時間を超えた場合、30分ごとに750円を加算
オプションサービス	(4) 書類等預かり 通帳等重要書類の預かり (保管できる書類等) 年金証書、保険証書 預貯金等の通帳・証書・キャッシュカード 権利証・契約書 はんこ・印鑑登録証 その他みたか社協会長が認めた書類	1,000円/月

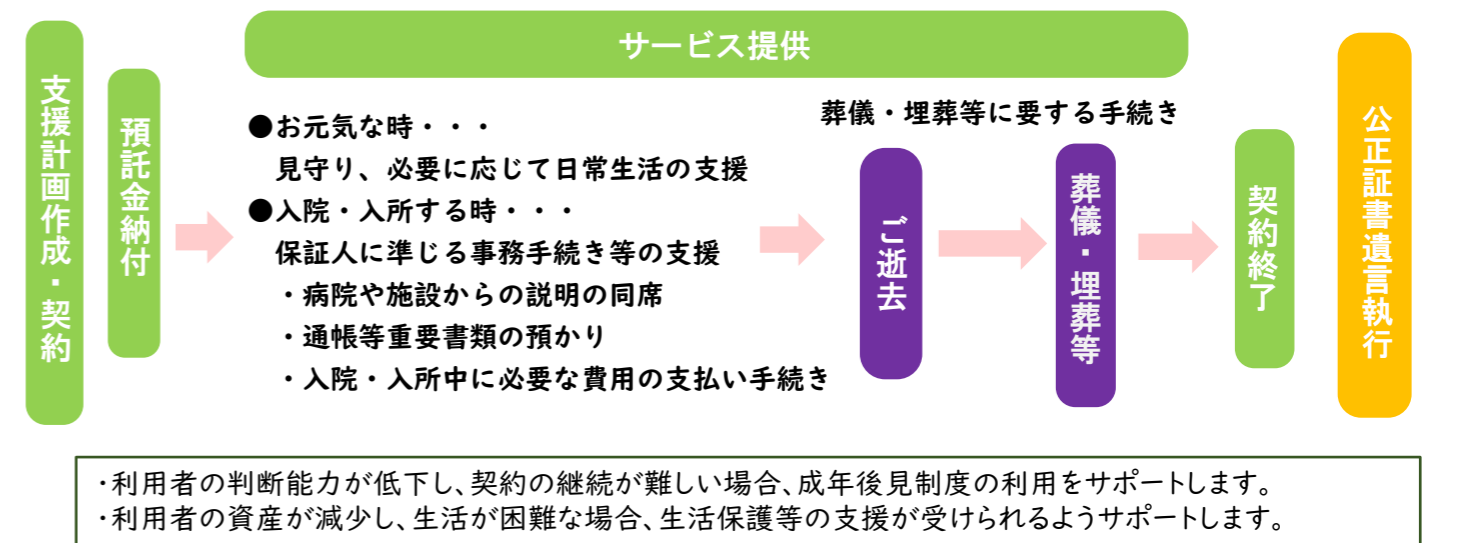
4. 契約を終了するケース

- (1) 判断能力がある状態で利用者が解約を申し出たとき
- (2) 生活保護を受給することとなったとき
- (3) お亡くなりになり、亡くなった後の事務が終了したことを確認できたとき
- (4) 三鷹市から転出したとき(特別の事情がある場合、契約を継続することがあります)
- (5) 成年後見人等が選任されたとき

5. 相談から契約まで



6. 契約から終了まで



7. 公正証書遺言について

- (1) 公正証書遺言で遺言執行者を定めていただきます。
- (2) 不動産を含む全財産を現金化し、被相続人(利用者)の債務を弁済して残った金額を、相続人が相続するか、特定の団体等に寄付する内容の遺言(清算型遺言)を作っていただきます。
- (3) 公正証書遺言の作成を支援する専門職(司法書士、弁護士など)を紹介します。
- (4) 資産状況によって、遺言書の内容が執行できない場合があります。
- (5) 利用者がお亡くなりになる前に契約を解約した場合、契約を解約したことをみたか社協から遺言執行者に連絡します。